

サイクリングを核とした地域資源活用型桜川市 PR イベント開催業務委託 仕様書

1. 業務名

サイクリングを核とした地域資源活用型桜川市 PR イベント開催業務委託

2. 背景と目的

本市には、ナショナルサイクルルートとして指定された「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が南北を縦断しており、「サイクリング」が貴重な地域資源の一つとなっております。また、令和5年3月には「桜川市自転車活用推進計画」を定め、「四季折々の体験と連携したイベントの充実（P.41に記載）」を図ることが具体的な施策の一つとして記載されるなど、サイクリングをとおした交流人口の創出が期待されています。そのほか、日本百名山の一つとして数えられる筑波山をはじめとした山並みや歴史ある神社仏閣が多く点在するなど、自然と歴史に彩られたまちでもあります。本業務は、そのような本市において、サイクリングを核とした人や風景なども含む地域資源を存分に活用した「桜川市ならではの」複合型イベントを開催するものである。当イベントを開催し、市内外問わず多様なターゲットに対して桜川市の魅力を体感してもらうことで、交流人口の拡大のほか、地域住民の郷土に対する愛着を育むことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

4. 業務内容

以下のとおり想定するが、提案内容及び協議により決定するものとする。

(1) イベントの企画及び運営

サイクリングを核とした本市らしい地域資源を存分に活用した複合型イベントとし、市内外の自転車愛好家はもちろんのこと、それ以外の、特に市内在住のファミリー層が楽しめるイベントとすること。「本市らしい地域資源」の一部として以下に例を示す。

例) ≪風景≫ 山並み、国指定名勝「櫻川」、まかべの町並み

≪場所・施設≫ つくば霞ヶ浦りんりんロード、雨引山楽法寺、上野沼キャンプ場

≪特産品≫ 福来みかん、常陸秋そば、国産小麦「ユメシハウ」

≪人≫ 地域おこし協力隊 など

(2) ターゲット（イベント参加対象者）

基本的には以下をイベントのターゲットとする。

a) 桜川市内及び市外在住の自転車愛好家

b) 桜川市内在住のファミリー層

(3) 開催時期

履行期間内に業務が完了できるようであれば特段の指定はないが、開催時期に応じた本市の魅力の存分に盛り込むこととする。

(4) 事前申し込みの有無

特段の指定はないが、事前に申し込み等を行う場合には受託者が受付を行うこととする。

(5) 参加費等の徴収

可能な限り参加費等の徴収は行わないことが望ましいが、受託者の提案を受け、発注者が認めた場合には参加費等を徴収しても差支えない。その際の徴収業務は、受託者が行うこととする。

(6) 広報活動

受託者は、市と連携を図りながら、SNSを中心に、チラシやポスターなどの紙媒体での活動も含めた広報活動に努めること。特にイベント会場や来場者駐車場となり得る場所の近隣に居住する住民に対しては、事前の周知活動を徹底し、イベント開催に対し理解を得ること。

(7) アンケートの実施

受託者は、当日の来場者に対し、その属性や来場のきっかけ、今後のイベントの需要などについて問うアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は事前に発注者と協議すること。

(8) 実績報告

受託者はイベント終了後速やかに、来場者等の実績やアンケートの集計結果、当日の写真などをまとめて市に報告すること。

5. 成果品

業務完了報告書

- ・紙媒体/A4サイズ 1部
- ・PDFデータ 1部

6. その他留意事項

(1) 関係法令等

本委託業務の受託者は、委託契約書及び本委託業務仕様書並びに関係法令に基づいて業務を行わなければならない。また、これらに明記なき事項については、発注者の監督員と協議の上、その指示を受けるものとする。

(2) 業務管理

ア 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため十分な経験を有する責任者及び主任担当者を配置するものとする。

イ 責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。

(3) 打合せ

受託者は、業務の着手に先立ち十分な打合せを行い、また業務中にも必要に応じ協議を行い、目的達成に努めるものとする。

(4) 資料等の貸与

本委託業務の遂行上、調査すべき諸事項は、受託者自らが行うが、既調査資料または文献等、発注者が保有しているもので、業務の遂行上必要なものは貸与する。受託者が資料等の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、貸与された資料は委託業務完了時に全て発

注者へ返却するものとする。

(5) 成果品

本委託業務による成果品の著作権は市に帰属するものとする。なお、本業務の完了後であっても、成果品に誤りが発見された場合は、受注責任において処理するものとする。

(6) 不可抗力による中止等

ア 悪天候、災害の発生等の不可抗力を事由として中止した場合、中止に伴って発生した経費等については、市と協議のうえ、調整等を行うものとする。

イ 当初企画したものが中止となった場合は、市と協議のうえ、委託料の範囲内において、再度、当該事業を企画し、実施することができる。

(7) 疑義の解決

本委託業務仕様書に記載の事項に疑義が生じた場合、受託者は発注者と十分な打ち合わせまたは協議を行い、業務の遂行に支障が生じぬよう努めなければならない。